

広島県内の不妊治療に係る助成制度

H30.4.1現在 広島県子育て・少子化対策課

項目	不妊検査	一般不妊治療				特定不妊治療	
		タイミング法	薬物療法	人工授精	男性不妊治療	体外受精	顕微授精
自己負担額の目安(※1)	1万円～10万円	5千円～1万円	5千円～1万円	1回当たり 1万円～3万円	10万円～40万円	1回当たり 30万円～50万円	1回当たり 40万円～60万円
県の助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●助成対象者(次の要件すべてに該当する方):                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▼平成28年10月1日以降に夫婦そろって不妊検査を開始すること</li> <li>▼検査開始時の妻の年齢が35歳未満であること</li> <li>▼申請日時時点で夫婦のどちらかが広島県内に住所があること</li> </ul> </li> <li>●助成対象範囲:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▼夫婦の不妊検査と一般不妊治療に係る自己負担額</li> <li>▼不妊検査開始から2年間</li> </ul> </li> <li>●助成額: 自己負担額の1/2(上限5万円)</li> <li>●助成回数: 1組の夫婦につき1回限り</li> <li>●保険適用の有無, 所得制限や検査等を行う医療機関の制限はありません。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●助成対象: 夫婦間の特定不妊治療</li> <li>●助成限度額: 1回15万円(※2)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▼初回加算15万円(※3)</li> <li>▼男性治療加算15万円(※4)</li> </ul> </li> <li>●年齢制限: 43歳未満</li> <li>●助成回数: 開始時40歳未満は6回 開始時40歳以上は3回 (43歳までの通算回数)</li> <li>●所得制限: 夫婦合計で730万円未満</li> <li>●医療機関: 指定医療機関</li> </ul>		
市・町の助成制度の概要 県の助成制度と併用できます	<p>申請する前に必ず申請窓口へ詳細な内容や要件などをご確認ください。</p> <p>【呉市】 ●(※人工授精のみ対象)自己負担額の1/2</p> <p>【竹原市・府中市・府中町・海田町・熊野町・坂町・世羅町】 ●(県の不妊検査・一般不妊治療費助成の決定を受けること)自己負担額の1/2</p> <p>【三原市・尾道市】 ●自己負担額の1/2(上限5万円)</p> <p>【福山市】 ●妻の年齢が35歳未満(※): 自己負担額の1/2(上限: 1年間で5万円, 2年間で10万円まで) (※)35歳未満が対象となる場合はH29年3月31日までに治療開始した場合に限る。 ●妻の年齢が35歳以上: 自己負担額の1/2(上限: 1年間で2万5千円, 2年間で5万円まで)</p> <p>【三次市】●妻の年齢が43歳未満: 全額助成(他の助成金を除く)</p> <p>【東広島市】 ●妻の年齢が35歳未満: 1年間で5万円まで(5万円未満の場合は自己負担額を助成) ●妻の年齢が35歳以上: 1年間で2万5千円まで(2万5千円未満の場合は自己負担額を助成)</p> <p>【北広島町】 ●妻の年齢が35歳未満: 県の不妊検査・一般不妊治療費助成後の自己負担の全額(上限5万円) ●妻の年齢が35歳以上39歳以下: 対象となる検査・治療費の1/2(上限5万円)</p> <p>【神石高原町】●県の不妊検査・一般不妊治療費助成後の自己負担額の全額</p>				<p>【広島市・呉市・福山市にお住まいの方】 ●それぞれの市が実施主体となり県と同様の助成を実施 ●申請窓口はお住まいの市町</p> <p>【県の助成に上乗せした助成を行う市町】</p> <p>竹原市, 三原市, 尾道市, 府中市, 三次市, 庄原市, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町, 神石高原町</p>		

※1 治療等にかかる費用は個人毎に差がありますので, あくまで概算の目安としてください。

※2 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療や, 採卵したが卵が得られない又は状態のよい卵が得られないため中止した治療については, 1回7万5千円となります。

※3 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療や, 採卵したが卵が得られない又は状態のよい卵が得られないため中止した治療, 男性不妊治療のみの場合は加算の対象外。

※4 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療については, 加算の対象外。